

「動物の保護及び管理に関する法律」における法案条文策定過程の検討

——理念規定及び犬・猫引取義務規定を中心に

春藤 献一

序論

目的

本論文は、一九七三年に成立した「動物の保護及び管理に関する法律」の法案条文策定過程を論じるものである。特に、第一条（目的）・第二条（基本原則）の理念規定、また第七条（犬及びねこの引取り）の、都道府県・政令で定める市に犬・猫の引取りを義務付けた規定に着目し、どのような組織がどのような意図でもつて関与し、

どのような意思決定がなされて法が作られたのかを明らかにしたい。

遅くとも二〇〇〇年以降、日本の動物愛護に関する最大の関心事が、行政施設における犬・猫の殺処分であったことには疑いの余地はない。この殺処分は、古くは狂犬病予防のために行政が捕獲、あるいは引取った不要犬を処分していたものであるが、一九七四年に「動物の保護及び管理に関する法律」（以下では、「動物保護管理法」、あるいは単に「法」と言う）が施行されて以降は、主に同法の規定に基づいて引取られた犬・猫が処分されてきた。¹⁾

法第七条は、都道府県又は政令で定める市に対し、犬・猫の飼い主や、拾得者等から引取りを求められたときは、その犬・猫を引取らなければならない旨を定めた条文である。

「動物保護管理法」は、動物の適正な取扱いや虐待防止、また動物を愛護する気風を社会に招来するといった、「保護」や「愛護」

の目的と、動物から人間の身体や財産を守る「管理」の目的を持つ法律である。このような目的を持つ法律に、犬・猫の引取りを行政に義務付ける規定が定められ、ピーク時には年間で一二三二万頭の犬・猫が殺処分されるという、一見して目的と全く矛盾する状況が作り出されたのである。

なぜ動物の「保護」・「管理」・「愛護」を目的に掲げる法律に、犬・猫の大量殺処分を行わせることになる規定が盛り込まれたのか。これが本論文の問い合わせである。本論文ではこの問い合わせへの答えを、法案条文策定過程に求め、このために第一条・第二条の理念規定、そして第七条の犬・猫の引取りに関する規定に焦点を当てる。

先行研究

まずは「動物保護管理法」の制定過程について、先行研究を概観しておこう。

同法の制定過程については、既に多くの研究がなされている。代表的なものとしては、神里彩子（二〇〇七^③）、青木人志（二〇〇一、二〇〇九^④）、宮田勝重（二〇〇一^⑤）によるものがある。これらを整理すれば、「動物保護管理法」の成立は動物関連団体による立法運動の成果でもあつたと言えよう。

関連団体による立法運動は、連合国占領下であつた一九四九年まで遡ることができる。一九四八年に英米日共同組織として成立した

日本動物愛護協会が、一九四九年の動物虐待防止法の立法運動に着手し、英米独各国の法を参考にして法案条文の検討が行われた。一九五一年には参議院法制局が日本動物愛護協会の案を基にして、「動物虐待防止法案」を作成している。しかし同法案での運動は時期尚早等とされ進展せず、運動は停滞した。

一九六五年になると、「全日本動物愛護団体協議会」が動物愛護関連団体によつて結成され、協議会の中核を担つた日本動物愛護協会を中心にして「動物保護法案」が作成された。協議会は一九六六年に関係省庁の意見も取り入れた「動物保護及び管理条例」をまとめ、署名運動や国会議員、政府への働きかけを強めていく。

一九七〇年には同法案から罰則等を除いた「動物保護法案」が自民党によって作成され、成立するかに見えた。しかし国会情勢の急変により成立には至つていない。

一九七三年に国会を通過した「動物保護管理条例」は、社会党の大出俊衆議院議員が中心となつて、一九六六年作成の協議会案をもとに調整がなされたものが、議員立法によつて成立したものである。このため、成立した動物保護管理条例は、一九六六年に動物愛護関連団体がまとめた協議会案を、多くの点で踏襲したものであつた。

法案が国会を通過した主要な要因は二つある。一つは、一九六九年に英大衆紙 *The People* が掲載した「英國の犬を日本へ送るな」とする記事等を発端に、世界各国から日本が「動物虐待国」として見

られ、これを政府・国会としては是正しようとしたことである。これに関連しては、天皇皇后両陛下の訪英（一九七一年）や、予定されていたエリザベス女王夫妻来日（一九七五年）への返礼であつたとの見方も強い。

もう一つは、当時社会問題化していた犬による咬傷事故を防止しなければならないという、「動物の管理」を求める世論の後押しであつた。

「動物保護管理法」はこののような事情から成立したものであるため、法の成立は、動物保護の重要性が社会で醸成されたことによるものではなかつたと考えられている。

本論文が焦点を当てる条文の一つである法理念については、次のように言説がある。日本動物愛護協会の職員を長年努め、二〇一九年六月時点でも評議員を務める会田保彦は、法理念と愛護協会の理念は、動物愛護は根本において人類愛にも通じるという点において共通性があると指摘した。⁽⁶⁾ 本論文では、この共通性は、愛護協会が法案に自らの理念を転写したことによつて生じたのではないか、と仮説を立て、これを資料から立証することを試みる。

なお以下では法第一条及び第二条を「理念規定」、第七条を「引取義務規定」と呼称する。

一 一九五一年法案の見直し——動物虐待防止会議の開催

法案条文策定過程を検討するために、まずは一九六三年から議論を始めたい。一九四九年頃から行われてきた立法運動は、主に日本動物愛護協会一組織による運動であつたが、一九六三年から、複数の動物関連団体が連携しての立法運動が確認できる。

方 法

以上のように、動物保護管理法の立法過程は、成立までの経過や成立要因という観点からは概ね明らかである。他方で、立法過程で

は法案が作成されることは改められるという過程が繰り返されたが、この点については資料の少なさもあり、これまで議論がなされてこなかつた。本論文はいくつかの新資料を用いて、この法案条文策定過程を検討していく。

主要な資料としては、日本動物愛護協会が立法運動当時に作成した資料を用いる。同協会は立法運動が行われた当時、国會議員が代表を務め立法運動の中核を担い、また当時の日本において最も有力な動物愛護団体でもあつた。

議論の進め方としては、まず各法案が作成された経緯や規定内容を整理し、その上で、理念規定（第一条第二条）及び犬・猫の引取りを都道府県等に義務付けた規定（第七条）について個別に検討を加える。

一九六三年六月一日、日本動物福祉協会、日本獣医師会、日本鳥類保護連盟、愛護協会は連名で「動物虐待防止法案立法化推進趣意書」を発表した。確認できたものは愛護協会機関誌に掲載されたもので、この趣意書を用いては、一般への法案の普及や、署名運動が行われたとされる。⁽⁷⁾ この時用いられた法案は、一九五一年に参議院法制局が愛護協会の案を基にして作成した「動物虐待防止法案」（資料一、以下では「一九五一年法案」と言う）であった。

一九六三年九月の動物愛護週間には、「第一回動物虐待防止会議」が開催された。動物虐待防止会議とは、動物関連団体の代表者が参加する会議であり、ここで立法運動が検討されたのである。第一回会議の概要は、日本動物愛護協会の報告によれば次の通りであつた。

会議の目的は「相互に意見を交換し、動物虐待防止に資する」とされ、最重要議題とされたのは立法運動であつた。議題一は「動物虐待防止法の制定促進について」とされる。会議では六月に始められた署名運動が、主に福祉協会の運動により約三ヶ月間で三万筆を集めたこと等が報告された。今後の方針として、署名運動は福祉協会が統括すること、国会運動は愛護協会が統括すること、運動に用いるために動物虐待の事例を収集することを確認し、下記の決議文を十五団体全会一致で採択した。⁽⁸⁾

決議 国内の情勢に照し、動物への虐待を防止するため、動物虐待防止法を制定することが緊要である。⁽⁹⁾

動物虐待防止会議は、動物関係各団体が相互に意見を交換し、動物虐待防止に資することを目的に、本年動物愛護週間第一日に当る九月二十日午前十一時より午後二時三十分まで、東京都千代田区丸の内日本工業クラブにおいて行われた。

参加団体は左の十五団体で、わが国における動物虐待防止上、最も重要なと考えられる動物虐待防止法の制定促進等十項目について審議し、夫々今後の運動の基本方針を定め、併せて決議を行つたのであるが、この度の会議はわが国においては、これを最初とし、その意義は極めて重要である。⁽⁸⁾

表1 全日本動物愛護団体協議会会員団体名簿（1969年3月1日時点）

1	日本動物愛護協会	13	日本紳クラブ
2	日本動物福祉協会	14	日本コリークラブ
3	日本獣医師会	15	日本犬研究会
4	東京都獣医師会	16	ブードル愛好会
5	日本動物園水族館協会	17	キャットソサエティー
6	東京動物園協会	18	じやばんきやつとくらぶ
7	日本鳥類保護連盟	19	日本シャム猫クラブ
8	日本野鳥の会	20	日本捨猫防止会
9	日本ヨークシャテリヤクラブ	21	日本猫愛好会
10	日本シェパード犬登録協会	22	日本ネコの会
11	日本ダックスフンドクラブ	23	ジャパンキャットアソシエーション ^[マ・マ]
12	日本コッカースパニエル協会	24	日本盲導犬協会

出典：以下の資料に掲載されたリストから筆者が転記して作成し、掲載順に番号を付した。

財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』財団法人日本動物愛護協会、1969年3月1日、10頁。上野動物園資料室所蔵。

二 「動物保護法案」全日本動物愛護団体協議会試案 (一九六五年) の作成

一一 全日本動物愛護団体協議会の結成

一九六五年以降、立法運動の主体となつたのは、「全日本動物愛護団体協議会」（以下では「協議会」と言う）である。動物愛護関連団体を構成団体とする組織で、東京都獣医師会の働きかけにより、一九六五年に結成されたとされる。^[12]

一九六五年の第二回動物虐待防止会議を経て行われた、新たな法案の取りまとめは、この協議会として行われたものであった。

ここで一つの資料を紹介したい。日本動物愛護協会がまとめた『動物保護及び管理法制定運動の経過について』（以下では『経過について』と言う）というもので、一九六九年三月一日という立法運動の最中に作成されたものである。体裁はB5判十一ページの小さなものであるが、主に法案の練り上げ過程を詳細にまとめたものとなつている。現物を確認できた『経過について』は、当時、協議会の会員団体でもあつた、公益財団法人東京動物園協会が、内部資料として保存するものである。このことから『経過について』は、愛護協会が関連団体に情報を共有するために作成したものと考えられる。

『経過について』によれば、一九六九年三月一日時点での会員団

体は二十四団体⁽¹³⁾であった。また全国の動物、教育、青少年、宗教、社会奉仕関連団体に往復はがきで求めた法案への賛成署名は、計一五五団体であったとされる⁽¹⁴⁾。

表1を見ると、動物愛護団体の他に、獣医師、鳥、動物園、犬種、猫関連団体等の参加があつた一方で、畜産動物関連団体や、実験動物関連団体の参加は認められない。

協議会の会長は、一九六四年に斎藤弘吉から交代して愛護協会の理事長に就いた加藤シヅエ（社会党、参議院議員）が務め、副会长は東京都獣医師会会长市川陸奥曆、日本動物福祉協会会长佐藤三蔵が務めた⁽¹⁵⁾。

一方で、試案は法とは多くの点で異なつてもいる。例えば法では保護の対象となる動物が一部の家畜と人が占有する「哺乳類又は鳥類」に限定されたのに対し、試案では全ての「家畜」と「人の占有するあらゆる動物」とされた。この他、動物虐待防止に関する施設規定（八項目）や、取締官規定（九）、動物愛護団体への助成規定（十）など、試案は結果的に見れば、法よりも突つ込んだ規定が多く盛り込まれたものであつた。

二一二 「動物虐待防止法案試案」 日本動物愛護協会試案 (一九六五年)

『経過について』によれば、「一九五一年法案」を見直すに当たり、まず試案を作成したのは愛護協会であつた。愛護協会は全三十四条からなる「動物虐待防止法案試案」を一九六五年十一月十三日にまとめた。試案は愛護協会にとつて、「概ね当協会として要望又は検討をする事項の全てを網羅したものであつた」とされる。

残念ながら『経過について』には試案条文の掲載は無く、規定事項の概要のみが表2の通り掲載された。

二一三 「動物保護法案」 全日本動物愛護団体協議会案(一九六五年) この一九六五年十一月にまとめられた試案は、翌年以降、以下の

ような経過を辿つたとされる。

参議院法制局第二部第一課にこの試案を示し、同課が作成した案（動物保護法二月七日、二月八日案）について種々検討を重ね、各関係団体代表者をも加えて合同委員会を開催し、討議の末、三月十三日第二回合同委員会の結論をもつて概ね基本的な内容について意見の調整を了し、動物保護法第五案（四月二日）

表2 「動物虐待防止法案試案」(1965年11月13日)の構成

1	目的（動物に対する虐待の防止と人に対する愛護心の普及）	12	野犬等繁殖制限の特別措置（知事命令による強制的手術）
2	趣旨（生命尊重と博愛心）	13	学校教育（教育の基準）
3	動物愛護週間	14	動物の科学的利用（動物実験の資格者の限定、麻酔及び実験終了後の安楽死の原則、展示の制限）
4	対象動物（26.5.8案と同じ。家畜及び人の占有するあらゆる動物）	15	屠殺（屠殺法の基準）
5	動物を占有する者の責務（適正な管理の義務・疾病に対する治療の義務・動物を飼養し得なくなった場合の処理法・年令の制限）	16	畜産動物の虐待防止（極端な肥育法等の制限）
6	動物救急の義務	17	動物の展示（施設基準）
7	審議会及び専門委員の設置（重要事項の審議、勧告、関係法人の認可、その他各種基準設定）	18	動物の輸送（健康維持と事故の報告）
8	動物虐待防止の施設（不要動物収容等を中心とする施設）	19	愛玩動物（終生飼養、本性の尊重、調教、品種改良）
9	指導員及び監視員（取締官）	20	禁止行為（不当に殺傷し、苦しめ、暴力を用い、有毒物を用い、飲食物を与えること、過重に使役し、動物斗争をさせること）
10	動物虐待防止のための公益法人（助成措置及8項の代行）	21	罰則（最高1年、5万円）
11	家畜保健衛生所及び保健所の任務（8項の協力又は代行）	22	政令への委任

出典：以下の資料から筆者が転記し作成した。

財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』財団法人日本動物愛護協会、1969年3月1日、1-2頁。上野動物園資料室所蔵。

続いて第六次案（マニフェスト）を作成した¹⁷⁾。

引用文中にある「合同委員会」は、「経過について」に掲載された年表では、一九六六年二月二十八日に第一回委員会が、同年三月十五日に第二回委員会の開催が確認できる。第一回委員会に参加したのは、「法制局、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会」とされ、第二回にはこれら三組織に加えて東京都獣医師会の参加があつた¹⁸⁾。法案の検討は二十四団体が参加する協議会によつて行われたものであつたが、この時期までは一部の団体により作業が進められていたことがわかる。

この時期に作成されたと考えられる「動物保護法案」が、資料二の法案である。法案は上野動物園の資料室で見つかったもので、資料室は公益財団法人東京動物園協会が管理している。「動物保護法案」には作成者、作成年等、法案以外の情報は一切ない。日本動物愛護協会や日本動物福祉協会発行資料に紛れて保存されていたものであつた。

この「動物保護法案」が一九六六年二月一四月に作成されたものと推定することができる根拠は、次の通りである。協議会が取りまとめた法案は、最終的にその名称が「動物保護及び管理法案」（一九六六年六月二十日）となる。法案に管理の要素が前面に現れるのは、一九六六年五月十八日に行われた、愛護協会と各省庁による打合せ

での意見を反映した結果であった。事実この協議には、四月二十七日に作成された「動物保護法第六次案」が示されており、法案の名称が上野動物園で見つかった法案と一致している。また各省庁との協議についてはその協議内容が記録として残されているが、上野動物園で見つかった法案が打合せで示されたと仮定しても、記録された議論との矛盾がない。

なお「動物保護法案」という名称を持つ法案は、一九七〇年にも自民党政調内閣部会案として作成されているが、これは条文が明らかであり、上野動物園で見つかった法案とは多くの点で異なっている。

以上のことから、本論文では上野動物園資料室で見つかった「動物保護法案」を一九六六年二月から四月にかけて作成された法案の内の何れかであるとして議論を進めたい。なお以下では同法案を、「一九六六年保護法案」と呼称する。

「一九六六年保護法案」は、全十一条と附則からなるもので、愛護協会試案（一九六五年）と比較すると、非常にシンプルな法案であつた。法案の見出し語は、次の表3の通りである。

『経過について』では法案が愛護協会試案に比べてシンプルになつた経緯について、次のように述べられる。

表3 「動物保護法案」(1966年2月-3月)の構成

1条	目的	9条	保護動物に関する禁止行為
2条	基本理念	10条	罰則
3条	動物愛護週間	附則	施行期日
4条	適正な飼養及び管理	附則	総理府設置法の一部改正
5条	犬及び猫の引取り	附則	地方自治法の一部改正
6条	犬及び猫の繁殖制限	附則	騒犯罪法の一部改正
7条	殺す場合の措置		専門委員※
8条	科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置		

出典：以下の資料から筆者が転記し作成した。

「動物保護法案」発行者、発行年未記載。上野動物園資料室所蔵。
※専門委員に関する規定は、附則の後に続けて記載されるが、表記からして附則の規定とは考えにくく、また条文としても形式的に不十分なものである。検討段階の条文がメモ書きとして記載されたか、なんらかの間違いによりこの場所に記載されたものと考えられるが、詳細は不明である。

五・削除事項

法律の国会成立を容易にするためには、過大の予算を要しないこと、過度に複雑でないことが必要であるが、一方一度法律となつた事項は修正が容易ではないこともあります。条文の内容をどの程度にするかは最も問題となるところであるが、試案中の次の事項は全て割愛削除した。

(二) 教育に関する事項

(一) 指導員及び監視員

(二) 保健所及び家畜保健衛生所に関する事項

(四) 動物愛護団体の助成

又各種動物管理に関する事項は、動物の適正な管理として一項に取りまとめた。

六、政令等の規定事項

次の事項は、法律の条文に明記せず所管大臣の命令事項とした。

(一) 動物の適正な飼養管理、保管の基準

(二) 動物の生命を断つ場合の措置

(三) 動物の科学的利用の苦痛軽減及実験後の安楽死の基準⁽¹⁹⁾

三 「動物保護及び管理条例」全日本動物愛護団体協議会
最終案（一九六六年）の作成

この記述は、六月に「動物保護及び管理条例」をまとめたうえで

の記述であるが、「一九六六年保護法案」がシンプルなものとなつた理由としても共通して言えることであろう。重要な点としては、法案の作成過程において「過度の予算を要しないこと、過度に複雑でないこと」が重要視されていたという点である。この価値基準は法案の変遷を検討する上で重要な要素となる。

引用文では削除あるいは政令等へ委ねた項目が述べられているが、

この他、「一九六六年保護法案」では、遺棄や虐待をすると罰則対象となる動物種にも変更が加えられた。家畜については、全ての家

畜ではなく、指定された一部の動物種に、人が占有する動物については、あらゆる種から「哺乳類又は鳥類」に限定された。これらを「保護動物」と呼称するのは法と同様であり、「保護動物」の中身も、法では保護動物とされた「いえばと」が含まれていないことを除けば同一である。

また罰量についても、最高一年とされた懲役刑が削除され、罰金・科料規定のみとされた。なおこの際、試案では五万円以下とされていた罰金が「十万円以下」にまで引き上げられた。⁽²⁰⁾

三一一日 関係省庁との調整——「動物管理」要素の強調

一九六六年五月十八日に行われた愛護協会と各省庁による打合せには、このような法案が示されたものと考えられる。打合せは参議院会館第二会議室を会場に、午後二時から二時間半に渡つて行われた。政府側からの参加者は、次の省庁に所属する人物であった（表4）。

動物愛護団体側からは、愛護協会から加藤シヅエ理事長を始めとする七人が、日本動物福祉協会から佐藤三蔵会長の参加があつた。

ここでの協議の結果取り決められた事項は、以下の通りとされる。

表4 政府側参加者の所属

1 総理府	7 林野庁指導部
2 法務省刑事局	8 自治省官房文書課広報課
3 大蔵省主計局法規課	9 運輸省鉄道監督局
4 文部省官房総務課審議班	10 郵政省官房文書課
5 厚生省乳肉衛生課	11 参議院法制局第二部
6 農林省畜政課	

出典：以下の資料から筆者が作成し、掲載順に番号を付した。
財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』財団法人日本動物愛護協会、1969年3月1日、6-7頁。上野動物園資料室所蔵。

一の法案名称については、会議の場で「殊更に動物を優先保護するような印象を与えたため動物虐待防止法を可とするとの意見があり、反対はなかつた」ことから、防止法へと名称の変更が検討されたものとされる。三については、法務省及び郵政省の意見であつたとされる。四の大猫の引取りに関する議論については、後に詳述する。

○協議の結果取り極めた事項

- 一、名称を動物虐待防止法とすること
- 二、適正な飼養及管理、犬猫引取りの措置、殺す場合、科学上の利用の場合等において、所管大臣によつて定められる基準の作成に当つて関係機関の長と協議することを明示すること
- 三、適正な飼養に、他人に迷惑等を及ぼさない趣旨を明確にすること
- 四、犬猫の引取りに当つて、手数料を徴収し得るようにすること²¹⁾

この他の議論としては、農林省からバタリーケージでの養鶏と法案の関係についての質疑があり、協会から、「畜産行為を本法で規制する意図は全くなく、畜産の経済性と適切な飼養とが一致するとの意見をもつてゐる」と回答したとされる。また禁止事項に動物闘争が含まれることについては、農民のレクリエーションであることから農林省が禁止に消極的な意見を出したが、協会側は禁止すべきであるとしてこれを受け入れなかつた。また動物愛護週間についても、大蔵省から前例がないため「動物愛護の日」としてはどうかとの意見があつたが、協会は週間行事としての実績があることから、一日の行事とすることは受け入れなかつた。²²⁾

この他、所管省に関する議論があつたが、この打合せでは結論は出なかつたようである。

三一一一 「動物保護及び管理条例案」全日本動物愛護団体協議会最終案（一九六六年）

この打合せ以後、法案の取りまとめ作業は急速に進んでいく。まず五月二十五日に「動物虐待防止法案」（第七次案）が作成されたかと思えば、同三十一日には修正案（八次案）が作成された。次に六月十日には、「危険動物の届出」に関する規定を追加し、名称を改めた「動物保護及管理に関する法案」（九次案）が作成された。

そして三日後の十三日には「動物斗争」を禁止事項から外した十次案が作成され、十五日には罰金を「十万円以下」から「五万円以下」に引き下げた十一次案が作成された。そして六月二十日に十二次案を作成し、これをもつて協議会の最終案とするのを七月十一日に採決したとされる。⁽²⁵⁾十二次案には禁止事項から外された「動物斗争」が再び盛り込まれた。これは日本動物福祉協会の強い主張によるものであつたとされる。

以降の本論文では、この「動物保護及び管理条例案」全日本動物愛護団体協議会最終案（第十二次案）を、最終案と略す。最終案の条文は、資料三の通りである。

最終案の条文は、桜美林大学図書館が所蔵する「鶴田文庫」で見つかつたものである。「鶴田文庫」とは博物館学者であった故鶴田総一朗の蔵書・資料群であり、「昭和戦後期のほぼ全てにわたる日本の博物館学文献と、国内屈指の海外博物館学関係文献」を所蔵す

る。⁽²⁶⁾ここに日本動物愛護協会関連資料が所蔵されているのである。

所蔵資料は愛護協会機関誌『どうぶつの友』が中心で、年報や動物愛護週間のパンフレット等も含まれている。これらのうち、発行年が明らかなものは一九六〇年から一九七〇年までに発行されたものであった。鶴田がこの時期に愛護協会の会員であつたものと考えられる。

最終案の条文の掲載があつた資料は、「動物保護法案及び管理条例案・動物保護法案対照表」と表題がついた資料である。体裁はB5判四ページ、内容は、「最終案」と、自民党政調内閣部会がまとめた「動物保護法案」（一九七〇年五月十一日）の対照表であつた。「最終案」は一九六六年六月二十日付けの全日本動物愛護団体協議会案であると明記される。⁽²⁷⁾

この資料には発行者、発行年の記載はないが、愛護協会機関誌『どうぶつの友』の付属資料であつたものと考えられる。対照表と同じく「鶴田文庫」が所蔵する『どうぶつの友』五十一号（一九七〇年七月号）には、最終案と一九七〇年自民党政調内閣部会案について「別に両法案の比較表を掲載しましたから」参照⁽²⁸⁾下さい」とある。五十一号内に比較表の掲載はないことから、「動物保護法案及び管理条例案・動物保護法案対照表」がそれに該当するものと考えられる。また鶴田文庫は、鶴田の書架における資料の並び順を整理番号として保存している。五十一号の整理番号はd-1-306、対照表はd-1-308であ

り、同じ書架において一つの資料（d-1-307）を挟んだ極めて近い

場所に収められていたことがわかる。これらのことから対照表は機

関誌の付属資料であつたものと推測される。

この最終案の内容については、概ね既に触れた通りであるが、『経過について』では最終案について以下のように説明された。

七・追加条項

検討の結果次の事項が各々一条として追加された。即ち、動物の愛護とともに、人の公害防止の面を持った法律としての性格をより明確化したものとなつた。

(一) 野犬対策等動物による公衆の被害防止のため、飼主が動物を適正に飼養及び保管することについて

(二) 危険動物の届出制について

以上、最終法案は全文十四条であるが、上記五「先に引用した「五・削除事項」」の事項を除いて、ほぼ主要事項を含み、わが国の実情に照らして概ね適切なものと認められる。⁽²⁹⁾

(〔 〕内筆者)

四 「動物保護法案」自民党政調内閣部会案（一九七〇年）の作成

の作成

最終案はこのような経過でまとめられたものであつたが、一九七〇年には、最終案とは大幅に異なる法案が国会を通過しかける、といふ出来事があつた。法案をまとめたのは自民党政調内閣部会で、法案名称は「動物保護法案」（資料四、以下では「自民党案」と言う）であつた。「自民党案」は、第六十三回特別国会会期末の五月十三日に成立予定であつたが、同日に上程された「靖国神社法案」をめぐつて、穏やかであつた国会情勢が急変し、法案を提議予定であった衆議院内閣委員会が開かれないまま閉会を迎えた。⁽³⁰⁾法案は成立を見なかつたものであるが、法案条文策定過程を検討するという本論文的目的上、経緯を確認しておきたい。法案の通過に失敗した直後、一九七〇年七月に発行された愛護協会機関誌上では、協会理事長で参議院議員であつた加藤シヅエによつて次のような説明がなされた。

今国会「第六十三回特別国会一九七〇年一月十四日—五月十三日」を好機として、この際一挙に成立させるためには、多少の問題点は削除し、反対のないものにすることが必要となりまし

た。

従来の国会の情勢をみますと、あるときは与野党が対立し、あるときは選挙があるなどして、この種の法案の審議に適した状態はほとんどなかつたと言えましょう。

その点前述のように今国会はまれに見る平穏さでしたから、この機会を失しては再びこのような好機を迎えるかどうか保証の限りではないということで、すなわち今国会成立を期したわけがありました。

そのためには、国会の会期を考え、審議の短縮を図るため、どうしても必要であると考えられた法案の条項すらも、一部譲歩し、成立後に改正、充実を図ることが得策であるとしたのであります。

このようなことで、審議中罰則条項の全部を削除、つまりこの法律は動物保護基本法というような性格のものにし、罰金科料の規定、動物を遺棄、鬭争させる行為等の禁止条項を削除することをも、情勢上やむをえないものとして見送りました。その他少なからぬ点が削られております。⁽³⁾（〔 〕内筆者）

上記引用文では、これまで法の成立に適した時期がほとんどなかつたこと、だからこそ罰則等の重要な条項でも譲歩し、成立を期したと述べられている。

法案の条文は資料四の通りである。他の法案や法と比較して、自民党案は明らかに異質なものであった。加藤が言及しなかつた罰則以外の点では、法目的からの「動物の管理」の削除、法の数少ない実効的規定であつた「引取義務規定」が、地方公共団体の努力義務規定に格下げされてもいる。

自民党案が成立しなかつたのは偶然としか言いようがなく、同法案が成立していれば日本の動物保護管理行政は多くの点で現在とは異なる歩みを経ていたはずである。

五 「動物の保護及び管理に関する法律案」衆議院内閣委員会（一九七三年）の作成

最後に、一九七三年に成立した「動物の保護及び管理に関する法律案」について触れておきたい。同法案については、再び加藤による説明を引用する。以下は、法案の成立が確実となつたタイミング（一九七三年九月）で、加藤が愛護協会機関誌に掲載した文章の一部である。

昭和四十五年以降は、再び当初の考え方に基づき法律とする以上はなるべく内容のあるものにしたいと考え、以前の参議院法制局案に戻り、罰則を設けること審議会を置くこと等削除事

項を復活し、（……）本年一月はじめ四年ぶりに社会党大出俊議員からこの七十一特別国会において是非とも懸案の動物愛護法を成立させるから万事任せて貰いたい、とのことで喜んでお願ひした次第がありました。（……）

かくして、衆議院内閣委員会の実力者大出俊議員の指揮の下、委員会調査室、衆院法制局（第一部第一課）の活動となり、従前の法案を再検討し、若干の修正を行つて法案を作成し、関係各省庁の批判を説得し、各党の承認を得て方針の通り罰則を付し、審議会を設置する大綱の骨組を活かした法律案が成り、遂に七月十九日衆議院内閣委員会に提案され、予め協議してあつた通りの議員提案により全会一致採決となり、ここに内閣委員会（長三原朝雄）提案法律案六十五号として必成の期待をかけ得るに至りました。⁽³²⁾

こうして見れば、「動物保護管理法」の法案条文策定は、一九六五年に日本動物愛護協会によつて着手され、翌一九六六年に参議院法制局、日本動物福祉協会、東京都獣医師会が加わつた運動となり、関係省庁の意見が取り入れられた後、全日本動物愛護団体協議会での議決を経て最終案が取りまとめられたことがわかる。法案は一九七三年二月以降になると協議会の手を離れ、最終的な調整は大出俊衆議院議員の指揮によつて行われたものであつた。

六 法案に「転写」された動物愛護理念

これを見ると、「自民党案」の成立に失敗した後は、従来の法案に立ち戻つて運動が続けられたこと、一九七三年二月に大出俊議員に法案をまかせ調整が行われたことがわかる。法案は議員立法の中でも衆議院内閣委員長提案の方式がとられ、八月二十三日に衆議院を通過、九月二十六日に参議院本会議で可決され、成立した。

法案の内容を最終案と比較すれば、「危険動物の届出」に関する規定が削除され、代わりに地方公共団体が動物の管理に關して条例

次に、法案の練り上げ作業について、特定の条文に絞つてより詳細に検討を行つていきたい。まずは「理念規定」を取り上げる。

愛護協会と法の関係については、本稿冒頭でも触れたように、共に、動物愛護は根本において人類愛にも通じるという理念を持つと、両者の理念の共通性が愛護協会関係者によつて指摘されている。⁽³³⁾

愛護協会の理念は、動物愛護精神の普及による社会教育を行い、人類愛の獲得を促し、平和社会の構築に貢献するというものであつ

た。この理念の背景には、平和を強く求める占領下の社会要請や、

動物愛護教育の欠如が戦時中の日本軍による残虐行為の一因であるとして、当時問題視されていたことがあつたと考えられる⁽³⁴⁾。

他方、法の目的の一つは既に見たように、「動物の保護」（虐待防止、適正な飼養・取扱い）により、「動物を愛護する気風」を社会に招き、人々の内に、「生命尊重」や「友愛」、「平和」を大事にする心を育てるというものであった。

確かに法と協会は、「動物を愛護することは人類愛や平和に通ずる」という点において共通する理念を持つ。ここでは、この共通性は、愛護協会が法案に理念を「転写」したことによつて生じたのではないかと仮説を立て、これを資料から立証することを試みたい。

法は、愛護協会が一九六五年十一月にまとめた「動物虐待防止法案試案」が、その原型になつたと既に述べた。この試案には目的と

して「動物に対する虐待の防止と人に対する愛護心の普及」、趣旨

として「生命尊重と博愛心」が盛り込まれたとされる。これは愛護協会の理念を法案に転写したものとも考えられるが、条文が見つかっておらず、仮説を立証するには心許ない。

この試案は、一九六六年四月までに「動物保護法案」（一九六六年保護法案）としてまとめられる。以下に、「一九六六年保護法案」の第一条と、成立した法の第一条を引用する（傍線は同一の文言が使われていることを示す）。

動物保護法案（一九六六年案）

第一条 この法律は、動物の適正な取扱い、動物にみだりに苦痛を与えることの防止その他動物の保護に関する事項を定め、

もつて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、国民の友愛と平和の情操を助長するのに資することを目的とする。⁽³⁵⁾

動物の保護及び管理に関する法律（一九七三年成立）

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

「一九六六年保護法案」と法を比較すれば、「動物の保護」によつて「動物を愛護する気風を招來」し、そのうえで「友愛」、「平和の情操」に資するという「動物の保護」に関する条文の大部分が、「一九六六年保護法案」の時点では作成されていたことがわかる。

「一九六六年保護法案」の作成に関与した記録が残っているのは、参議院法制局、日本動物福祉協会、東京都獣医師会、そして愛護協会であつた。この内、福祉協会、都獣医師会は動物愛護にも関わる

組織ではあるものの、それぞれに動物愛護とは別の主たる目的を持つ組織である。また、動物愛護と人類愛とを明確に結びつけた理念を掲げていたのは、愛護協会のみである。そして一九六五年の愛護

協会試案にも、動物愛護と人類愛を結びつけた規定があつたことも勘案すれば、法第一条が定めた「動物保護」に関する目的は、愛護協会が自らが掲げる動物愛護理念を法案に「転写」したことによつて定められたもの、と考えられる。

そして立法運動の初期に作成された条文が国会を通過した事実は、法が成立に至るまでの数々の議論において、愛護協会が示した理念が広く受け入れられたことを示している。

ただし法案第二条、法においては、「基本原則」と見出しがつけられた条文については、法案から一部が削除された。一九六六年保護法案、協議会最終案には「何人も、動物に対しては愛護の心情をもつて臨むことを基本とするものとする」という条文があつた。削除された経緯に関する記録は管見の限り見つからない。推測を述べれば、この条文は個々人の心情に踏み込んだものであることから、法律として定めるには馴染まないものとして削除されたものと考えられる。

次に、都道府県・政令で定める市（以下では「都道府県等」と言う）に犬・猫の引取りを義務付けた法第七条「引取義務規定」の変遷について検討を行う。「引取義務規定」は法におけるほぼ唯一と言つてもいい実効的規定である。犬の引取りについては従来から狂犬病予防法に規定があつたが、猫の引取りはこの「引取義務規定」によつて新設されたものであつた。法施行以後、全国の都道府県等がこの規定に基づいて猫の引取りを始め、社会における猫の立ち位置は大きく変わることになる。

犬・猫の引取りに関する規定は、愛護協会が一九五五年十一月にまとめた試案段階から確認できるものである。試案には不要動物収容等を中心とする「動物虐待防止の施設」に関する規定があり、家畜保健衛生所や保健所、また委託を受けた動物愛護団体がその機能を担うことが盛り込まれていた。⁽³⁶⁾

この規定は一九六六年保護法案へと進むと、市区町村、あるいは委託を受けた動物愛護団体がその機能を担うという規定へと改められる。以降の法案の変遷については、資料五の対照表にまとめた。

一九六六年保護法案では、試案にあつた家畜保健衛生所と保健所に関する規定は削除された。また制定された法が都道府県等に引取

りを義務付けたのとは異なり、一九六六年保護法案の条文は「犬又は猫の所有者」に、「所有をやめようとする場合」に取らなければならぬ行為を義務付けたものであつた。その行為とは、他人へ譲渡する場合、狂犬病予防法に基づいて都道府県に引取つてもらう場合、その他總理府で定める場合を除いて、市区町村あるいは委託を受けた動物愛護団体に「引取りを求めるようにしなければならない」というものであつた。³⁷⁾このため市区町村等への引取りの義務付けは、法ほど明確なものではなかつた。

なお狂犬病予防法に基づいた都道府県による引取りは、通常、犬に限られたものであつた。狂犬病予防法では一九五四年の改正法施行以後、第五条の二において、「狂犬病予防員」に対して犬の引取りと処分を義務付けていた。「狂犬病予防員」は、都道府県知事が当該都道府県職員で獣医師であるもののうちから任命するものであつた。成立した動物保護管理法は附則で「狂犬病予防法」第五条の二を削除し、以降は動物保護管理法に基づいて、動物保護・管理のために犬・猫の引取りが行われた。しかしながら、一九六六年保護法案時点では、法案に狂犬病予防法を改正する規定はなかつた。

一九六六年六月に行われた関係省庁との打合せにおいても、関連する議論の記録がある。

野犬捕獲等との関係は、どのようになるのか、について厚生省から質疑があり、協会から、両者が協同して行なう、即ち、狂犬病予防法による事務は厚生省、乃至保健所で行なうが、市町村のこれに対する協同態勢は、必ずしも完全でなく、又一般の協力も少ないので新たに市町村にも責任を持たせ、協同動作を明確にしたい旨回答し、諒解を得た。なお、施行法等細項制定の際は、密に連携されたい旨附言があつた。³⁸⁾

これによれば、愛護協会は狂犬病予防法に基づいて行われる犬の捕獲・引取り業務に対し、市町村との協同態勢や協力が不十分であると考えており、そのためには「新たに市町村にも責任を持たせ、協同動作を明確にしたい」という。ここから愛護協会は、都道府県や保健所設置市が行う狂犬病予防業務と、動物保護・管理のために市区町村が行う犬・猫の引取りを共存させるという計画を持つていたことがわかる。

この関係省庁との打ち合わせ後に作成された協議会最終案では、引取りに関する規定に大きな変化が見られる。一九六六年保護法案で取られていた「犬又は猫の所有者」に対する義務を定めるという方法から、特別区を含む「市町村」（以下では「市区町村」と言う）に、犬・猫の引取りを義務付けるという法と同様の方法で引取りが定められた。この際、一九六六年保護法案では、飼犬・飼猫に限定

されていた引取りの対象が、所有者のわからない犬・猫にも拡大され、また条例を定めれば引取り手数料を取ることができること等の規定が追加された。⁽³⁹⁾

なお最終案時点でも、狂犬病予防法を改正する規定はなかつたと考へられる。最終案の附則は条文が見つかっていなかつたが、後に触れる一九七二年時点の法案でも予防法改正規定はないが、後に触れる一九七二年時点の法案でも予防法改正規定はなかつたと考へられることから、最終案にもその規定はなかつたと考えられる。

一九七〇年に自民党政調内閣部会がまとめた「動物保護法案」では、犬・猫の引取りに関する条文はほぼ全てが削除されていた。犬・猫の引取りに関しては、新たに設けられた第四条に、地方公共団体の努力義務として規定されるに留まつた。⁽⁴⁰⁾

この後、法は協議会最終案を踏襲するものへと立ち戻つたが、いくつかの修正点が確認できる。重要な修正は、犬・猫の引取りを義務付けた対象が、市区町村から「都道府県又は政令で定める市」
(都道府県等)に改められた点である。

いつの時点で都道府県等へと改められたのかについては定かではないが、制定約一年前に当たる一九七二年六月時点では、まだ市区町村に義務付ける規定を持つていたと考えられる。

愛護協会の一九七二年度の年報には、一九七二年六月十二日時点での、法案に対する関係省庁の意見がまとめられている。この内、犬・猫の引取りに言及した、厚生省と自治省の意見を抜粋して引用

する。

厚生省

第七条 犬及びねこの引取りに関する事項は、狂犬病予防法第五条の2との重複があるので、動物保護及び管理法(案)の附則で削除されたい。

厚生省としては、この点が改正されればやむを得ないと思う。

自治省

(二) 市町村に犬及びねこの引きとり義務を課すことについては、狂犬病予防法との関係、犬及びねこの引きとり場所の設置、引きとり手続、これに対する財源措置について具体的に調整のうえ検討する必要があり、賛成いたしかねる。⁽⁴¹⁾

厚生省が狂犬病予防法の改正を提案したという事実は、一九七二年六月時点の法案は狂犬病予防法を改正する規定を持たなかつたことを示唆する。また自治省の意見からは、当時の法案が引取りを義務付けていたのが「市町村」であつたことがわかる。また引用文では犬・猫の引取りに関する条文は「第七条」とされる。この条文は最終案では「第六条」とされていたもので、法案の修正が進んでいたことがわかる。

これ以上の時期の特定は難しいが、犬・猫の引取りを義務付ける自治体は、一九七二年六月以降という、立法運動最終盤において改められたものであつたことがわかる。

なぜ市区町村から都道府県等へと改められたのかについては、直接的に言及した資料はこれまでに見つかっていない。しかしながら推測を述べることはできるだろう。都道府県等と市区町村では、法施行の複雑さが全く異なつてくる。

まず市区町村に義務付けた場合を考えてみよう。愛護協会が一九六六年の各省庁との会議で述べたように、市区町村の狂犬病予防業務への関わりは十分なものでなかつた。狂犬病予防業務は原則として都道府県の取扱いであるため、市区町村は犬を扱う組織や設備を基本的には持つてはいなかつたのである。このため市区町村に犬・猫の引取りが義務付けられれば、全国の市区町村が、それぞれに新たに組織や設備を整える必要があつた。総務省によれば一九七五年時点での市町村数は合計三二五七である。⁽⁴²⁾ これらの市町村が新たに組織・設備を整えるためには途方もない手間や財源が必要であり、実現可能であつたか疑わしい。

一方で都道府県等に義務付けた場合は、従来狂犬病予防業務を行なってきた組織・設備の転用が可能である。結果的に見れば、多くの自治体で法に基づく業務を担当することになつたのは、狂犬病予防業務を行なってきた組織・施設であつた。

協議会が法案の練り上げを行う中で重視した価値基準として、「過大の予算を要しないこと、過度に複雑でないこと」⁽⁴³⁾ があつたことは既に述べた。また先に引用した一九七二年時点での自治省の意見は、市区町村に引取りを義務付けた場合の複雑さや財源を勘案しての反対意見であつた。これらを総合すれば、犬・猫の引取りを義務付ける対象を、市区町村から都道府県等に改めるという判断は、論理的かつ合理的なものであつたと評価できる。

全国の都道府県等が犬・猫を引き取るという制度は、このような経過によつて設計されたものであつた。

法律に基づいた犬・猫の引取りに関するでは、日本動物愛護協会が一九六五年にまとめた試案段階から確認できるものであつたが、引取り規定が試案に盛り込まれた意図を示す資料は現段階では見つかってはいらない。しかしながら、愛護協会は、狂犬病がまだ発生していた占領期から東京都心部において主として犬・猫の引取り、治療、譲渡、殺処分を行う動物収容所を運営してきた実績を持つ組織である。試案に盛り込まれた引取りに関する規定は、この実績に裏打ちされたものであつたと推測される。

愛護協会による動物の収容は、一九五一年四月に開院した動物施療病院（後に「附属動物病院」と改称）によるものが著名である。動物収容施設は「不要動物収容所」とも呼ばれ、その名の通り家庭などで不要となつた犬・猫等の動物を主に引取つていた。立法運動が本

格化しようとしていた頃にあたる一九六四年には、一年間で五九九三頭の動物を収容し、一一〇七頭を新しい飼主へと譲渡した。⁽⁴⁴⁾正確な値は不明であるが、収容能力は限られるため、安樂致死処分も行っていた。動物を引取る目的については明確には語られないが、引取ることによる遺棄の抑止や、治療機会の確保、新しい飼主への譲渡といったものが考えられる。推測を重ねれば、愛護協会は、動物の保護や愛護の観点からの犬・猫の引取りを、法律に基づいた制度として全国に行き渡らせようとした意図があつたものと考えられる。

結論

以上のように本論文では、一九七三年に成立した「動物の保護及び管理に関する法律」の法案条文策定過程を検討した。法案条文の策定は、「日本動物愛護協会」、また同会を含む動物関連団体により組織された「全日本動物愛護団体協議会」が主導して行い、一九七三年二月以降は大出俊衆議院議員に委ねられたものの、団体側の意向が強く反映されたものであつたことが明らかとなつた。

本論文では、後に与えた影響力の大きさから、第一条、第二条の「理念規定」、第七条の「引取義務規定」については特に検討を加えた。

「理念規定」に関しては、従前から、「動物愛護が人類愛に結びつく」という点において、日本動物愛護協会が掲げる理念との共通性が指摘されてきた。本論文では各法案における「理念規定」の変遷を検討し、日本動物愛護協会が、自らの理念を法案条文に転写したことにより、両者の共通性が生じたと考えられることを明らかにした。

また「引取義務規定」についても、日本動物愛護協会が立法運動の初期に作成した試案の中に、法に基づいた犬・猫の引取りに関する規定を確認し、「引取義務規定」が動物関連団体側から発案されたと考えられることを明らかにした。他方で、犬・猫を引取る実施主体については、団体側が「市区町村」が主体となることを求めたのに対し、成立した法では「都道府県・政令で定める市」へと改められたことを明らかにした。改められた時期は明確ではないものの、早くとも一九七二年六月以降の立法運動最終盤であった。また改められた理由については、「市区町村」を主体とした場合に必要となる、予算や法施行の煩雑さが法案の課題として議論されていてこれが資料から確認でき、このことから、従来の狂犬病予防業務に関わる施設や組織を転用できる「都道府県・政令で定める市」へと改められたことが示唆された。

動物愛護団体側は、念願であつた動物保護法を成立させ、さらに自らの理念を法理念へと「転写」し、また犬・猫の引取り制度の立

法化にも成功したと言える。

このように本論文では、「動物保護管理法」の法案条文策定過程において、動物愛護団体が大きな影響力を及ぼしていたことや、規定内容の取捨選択について十分な議論ができた。しかしながら法の

成立までを議論の対象としたため、序論で述べた本論文の問い合わせ、「目的」と「殺処分」の矛盾については、十分に答えることはできなかつた。この問い合わせに答えるためには、法がどのように施行され、運用されたのか、また法の成立が社会に対しどのように伝えられたか、また法成立後の関連団体の動向についても検討を加える必要がある。法施行時における政府や都道府県等の行政の動きについては、既に別稿にて一部検討を加えた。⁽⁴⁾ 動物愛護団体側の対応については、今後の課題としたい。

付記：本研究は公益財団法人東京動物園協会並びに公益財団法人日本動物愛護協会、また桜美林大学鶴田文庫の調査協力によつて実現したものである。ここに記して改めて御礼申し上げます。特に、本論文の主要な論拠である『動物保護及び管理条例制定運動の経過について』は、上野動物園資料室よりご紹介いただいた資料であり、この資料がなければ本研究を行うことは不可能であつた。ここに記して感謝の意を表します。

また本研究は、ヒトと動物の関係学会第二十四回学術大会（二〇一八年三月、慶應義塾大学日吉キャンパス）、国際日本文化研究センター共同研究会「多文化交流における『あいだ』の研究」（主宰稻賀繁美、二〇一八年五月、国際日本文化研究センター）、動物の研究会（主宰志村真幸、二

注

※本論文では引用に際して算用数字を漢数字に改めた。また引用文中の中略は（……）で示した。

（1）この状況は一九九九年に法が「動物の愛護及び管理に関する法律」へと改正されてからも継続したが、二〇一二年の改正で大幅に改正され、販売業者からの引取り、また動物の生を全うさせる責務を十分に果たしていく飼主からは、引取りを拒否することができるようになった。さらに二〇一九年の改正では、所有者不明の犬・猫についても、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがない場合等は、引取りを拒否できるよう条文が改められた。

（2）環境省自然環境局総務課動物愛護管理室「犬・猫の引取り及び負傷動物の収容状況」二〇一八年十一月一日（二〇一八年十二月八日取得）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/dog-cat.html

（3）神里彩子「イギリスと日本における動物実験規規則——動物観から見た法制度設計——『法の再構築III 科学技術の発展と法』東京大学出版会、二〇〇七年、五十九—六十頁。

（4）青木人志『動物の比較法文化——動物保護法の日欧比較』有斐閣、二〇〇二年、二〇四—二二一頁。青木人志『日本の動物法』東京大学出版会、初版、二〇〇九年、五十八—六十頁。

（5）宮田勝重「社会現象としての動物愛護法（特集各国のペット法事情）」『法律時報』七十三巻四号、二〇〇一年、二十九—三十四頁。

（6）会田保彦「愛護と福祉」『動物観研究』二十号、二〇一五年十二月、五

〇一八年七月、キャンパスプラザ京都での口頭発表の一部を論文としてまとめたものである。各学会・研究会では多くの示唆を得た。ここに記して感謝の意を表します。

十五—五十八頁。

(7) 「動物虐待防止会議について」『どうぶつの友』三十八号、一九六三年十一月、一頁。桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号c-2-292。

(8) 同前。なお参加団体は次の通りであった。日本獣医師会、日本中央競馬会、日本鳥類保護連盟、日本野鳥の会、日本動物福祉協会、捨猫防止会、キヤットクラブ、日本猫の会、日本シェパード犬登録協会、シャム猫の会、東華小学校、有馬小学校、日本動物愛護協会。

(9) 同前。

(10) 同前。

(11) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』財団法人日本動物愛護協会、一九六九年三月一日、四頁。上野動物園資料室所蔵。

(12) 宮田勝重「社会現象としての動物愛護法（特集各国のベット法事情）」一九六九年三月一日、四頁。

(13) なお『経過について』では、協議会の構成団体は二十三団体であると言及されるが、会員団体リストには二十四の団体名称が掲載されている。本論文では会員団体は二十四団体であつたとして議論を進める。

(14) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』九一十頁。

(15) 宮田勝重「社会現象としての動物愛護法（特集各国のベット法事情）」一九六九年三月一日、四頁。

(16) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』一頁。

(17) 同前、二頁。

(18) 同前、五頁。

(19) 同前、三一四頁。

(20) 「動物保護法案」発行者、発行年未記載。上野動物園資料室所蔵。

(21) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』七頁。

(22) 同前、九頁。

(23) 同前、八頁。

(24) 同前、六一九頁。

(25) 同前、三一六頁。

(26) 浜田弘明「はじめに」『博物館学資料「鶴田文庫」の整理・保存及び公開に関する調査・研究 解説編』平成十九～二十一年度科学的研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書博物館学資料「鶴田文庫」の整理・保存及び公開に関する調査・研究 課題番号一九六一～〇〇八、一〇一〇年、三頁。

(27) 「動物保護及び管理法案・動物保護法案对照表」発行者、発行年未記載。桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号d-1-308。

(28) 加藤シヅエ「第六十三特別国会における動物保護法の上程について」『どうぶつの友』五十一号、一九七〇年七月、一一一頁。桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号d-1-306。

(29) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』四頁。

(30) 加藤シヅエ「第六十三特別国会における動物保護法の上程について」一九七三年九月、一一一頁。上野動物園資料室所蔵。

(31) 同前。

(32) 加藤シヅエ「動物愛護法の制定を前にして」『どうぶつの友』五十二号、一九七三年九月、一一一頁。上野動物園資料室所蔵。

(33) 会田保彦「愛護と福祉」五十五—五十八頁。

(34) 春藤献一「占領下における社団法人日本動物愛護協会の成立」『日本研究』第五十七集、一〇一八年三月、一八九一～九〇頁。

(35) 「動物保護法案」

(36) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理法制定運動の経過について』

- (37) 「動物保護法案」
て』一頁。
- (38) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理条例制定運動の経過について』八頁。
- (39) 「動物保護及び管理条例法案・動物保護法案対照表」
- (40) 同前。
- (41) 財団法人日本動物愛護協会『事業報告書 昭和四十七年度』発行年不明、一十五頁。上野動物園資料室所蔵。
- (42) 総務省「市町村合併資料集－市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」(二〇一九年一月四日取得) <http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>
- (43) 財団法人日本動物愛護協会『動物保護及び管理条例制定運動の経過について』三頁。
- (44) 財団法人日本動物愛護協会『昭和三十九年度事業報告書』財団法人日本動物愛護協会、一九六四年、二十二頁。上野動物園資料室所蔵。
- (45) 春藤獻一「『動物保護管理条例』による人・犬・猫の接触の変貌——犬・猫の殺処分は如何にしてはじまつたのか」稻賀繁美編『映しと移ろい——文化伝播の器と蝕変の実相』花鳥社、二〇一九年、六九六一七二三頁。

資料一 動物虐待防止法案（一九五一）

動物虐待防止法案

参 法 二

二六・五・八

三 乗り過ぎ、働かせ過ぎ、重荷を負わせ過ぎ、訓練し過ぎる等いかなる方法によるかを問わず、残酷と認められる程度に動物を酷使した者

四 かみ合わせ、蹴合わせ、角突き合わせる等動物を斗争させ、又はそのために場所を提供した者

（この法律の目的）
第一条 この法律は、動物の虐待を防止することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「動物」とは、左に掲げるものをいう。

一 犬、猫、牛、馬、めん羊、やぎ、豚鶏及びあひる

二 前号に掲げる動物以外のあらゆる種類の動物で人が占有し又は保管しているもの

（虐待の罪）

第三条 左の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役、一万円以下

の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 正當の理由がなくて、又は必要に苦しめて、動物を殺した者

者

二 正當の理由がなくて、動物をなぐり、蹴り、傷つけ又はこわがらせ、動物に対し有毒若しくは有害な物を用い又は必要な飲食物を与えない等いかなる方法によるかを問わず、動物を著しく苦しめ、又は動物に対し著しい損傷を加えた者

第四条 情を知つて、前条の罪を犯した者に対し動物を引き渡した所有者、占有者又は保管者は、同条の刑に処する。

第五条 前二条の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は懲役及び罰金を若しくは拘留及び科料を併科することができる。

（正當な利用又は処置）

第六条 科学的研究の目的で行われる動物の処置又は利用について

は、第三条の規定を適用しない。

2 と場等行政機関の監督の下にある施設における所定の方法によると、殺その他の処置又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）、家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号）その他の法令に基づく動物のと殺その他の処置は、第三条第一号又は第二号の行為に該当するものと解してはならない。

3 食用皮革用等としての動物の経済的利用、有害な動物の駆除その他の健全な生活の維持向上に役立つ目的のためにする動物の

と殺その他の処置は、第三条第一号又は第二号の行為に該当するものと解してはならない。但し、当該処置による動物の犠牲がその目的達成を必要な限度を著しくこえ、当該処置が残酷と認められる場合は、この限りではない。

4 第三条第五号に掲げる動物の飼養をやめようとする場合において他に適当な飼養者を見出すことができないとき、又は動物が回復する見込みのない著しい損傷を被り、その状態に置くことは徒らに当該動物を苦しめる結果となる場合において、所有者、占有者、保管者又はこれらの人から動物の処置の委託を受けた者が当該動物に対してもう左の各号に掲げる処置は、第三条第一号の行為に該当するものと解してはならない。

一 警察官若しくは警察吏員、獣医師又は動物の保護を目的とする公益法人の職員の指示に従つてすると殺その他の処置

二 前号の指示を受けることが困難な事情のある場合において、処置を行う者がとり得る方法のうち当該動物をなるべく苦しめない方法によつてすると殺その他の処置

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 軽犯罪法（昭和二十三年第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十一号を次のように改める。

二十一 拘除

3 この法律施行前にした行為の処罰については、前項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

出典：『どうぶつの友』三十七号、一九六三年八月、二頁。桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号 0-4-287

機関誌に記事の一つとして掲載されたもの。機関誌はB5判縦書き。

資料二 動物保護法案（一九六六）

動 物 保 護 法 案

（目 的）

第一条 この法律は、動物の適正な取扱い、動物にみだりに苦痛を与えることの防止その他動物の保護に関する事項を定め、もつて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、国民の友愛と平和の情操を助長するのに資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 何人も、動物に対しても愛護の心情をもつて臨むことを基本とするものとする。

2. 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性に応じ適正に取り扱うようにならなければならない。

(動物愛護週間)

第三条 国民の間にひろく動物の愛護についての関心と理解を深めるため、動物愛護週間を設ける。

2. 動物愛護週間は、毎年九月二十日から同月二十六日までとする。

3. 国及び地方公共団体は、動物愛護週間の趣旨にふさわしい行事を実施するように努めなければならない。

(適正な飼養及び管理)

第四条 動物の所有者及び管理者は、その動物を適正に飼養又は管理し、その健康及び安全を保持するように努めなければならない。

2. 内閣総理大臣は、前項の飼養及び管理に關しよるべき基準を定めることができる。

(犬及び猫の引取り)

第五条 犬又は猫の所有者は、その所有をやめようとする場合に

は、その動物を他人に譲渡する場合及び狂犬病予防法（昭和二

十五年法律第二百四十七号）第三条に規定する狂犬病予防員に引取りを求める場合、その他總理府で定める場合を除き、市町村長（特別区の存する区域においては区長。以下この条において同じ。）又は次項の規定により委託を受けた者にその動物の引取りを求めるようにしなければならない。

2. 市町村長は、犬及び猫の引取りを動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に委託することができる。

3. 内閣総理大臣は、市町村長又は前項の規定により委託を受けた者が引取りを求められた場合の措置に關し必要な定めをすることができる。

(犬及び猫の繁殖制限)

第六条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖して、これに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、去勢その他の措置をするように努めなければならない。

(殺す場合の措置)

第七条 動物を殺す場合には、できる限りその動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

2. 内閣総理大臣は、動物を殺す場合に苦痛を与えないようにするための措置に關し必要な定めをできる。

(科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第八条 動物を試験研究の用、生物学的製剤の製造の用、その他

科学上の利用に供する場合には、その目的に反しない限り、そ
の動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2. 動物が科学上の利用に供された後において、その利用の結果
救うことのできない状態に陥っている場合には、その科学上の
利用に供した者は、直ちに、その動物ができる限り苦痛を伴わ
ないで死ぬよう措置しなければならない。

3. 内閣総理大臣は、第一項の方法及び前項の措置に関するべき基準を定めることができる。

(保護動物に関する禁止行為)

第九条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一、 不必要な苦痛を伴う方法で保護動物を殺す行為

二、 正当な理由がなくて、保護動物に著しい苦痛又は著しい
損傷を与える行為

三、 次項第一号に掲げる保護動物又は同項第二号に掲げる保
護動物で、人の飼養によらなければ生存を保つことが困難
な状態にあるものを遺棄する行為

四、 保護動物を闘争させる行為

2. 前項において「保護動物」とは、次の各号に定める動物をい
う。

一、 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、かいうさぎ、鶏又

はあひる

二、 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で

哺乳類又は鳥類に属するもの

(罰則)

第十条 前条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料

に処する。

附 則

(施行期日)

1. この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行
する。

(総理府設置法の一部改正)

2. 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次の
ように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に、次の
号を加える。

二十一 動物の保護に関すること。

第六条中第十六号の二の次に、次の一号を加える。

十六の三 動物保護法（昭和 年法律第 号）の施

行に関すること。

(地方自治法の一部改正)

3. 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中第七号の次に、次の二号を加える。

七の二 犬及び猫の引取りに関すること。

（軽犯罪法の一部改正）

4. 軽犯罪法（昭和二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

目 的

第一条中第二十一号を次のように改める。

二十一 削 除

（専門委員）

3. この法律の施行に関し必要な事項を調査するため總理府に、専

門委員若干人を置く。

基 本 理 念

二、専門委員は、動物に関する専門の学識経験を有するもののうちから内閣總理大臣が任命する。

三、専門委員は、非常勤とする。

第二条 何人も、動物に対し愛護の心情をもつて臨むことを基本とするものとする。

出典：「動物保護法案」発行者、発行年未記載。上野動物園資料室所蔵。

資料室では日本動物愛護協会や日本動物福祉協会関連資料として保存されている。B5判縦書き。

資料三 動物保護及び管理条例案（一九六六）

動物保護及び管理条例案

四一・六・二〇 全日本動物愛護団体協議会案

第一条 この法律は、動物にみだりに苦痛を与えることの防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を助長するのに資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産の侵害を防止することを目的とする。

2 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を尊重して適正に取り扱うようにしなければならない。

動物愛護週間

第三条 国民の間にひろく動物の愛護と適正な管理についての関心と理解を深めるため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、毎年九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間の趣旨にふさわしい行事を実施するように努めなければならない。

適正な飼養及び保管

第四条 動物の所有者及び占有者は、その動物を適正に飼養し又は保管し、もつて動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が他人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は他人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。^(ニ)

2 内閣総理大臣は、前項の飼養及び保管に関し、関係行政機関の長と協議してよるべき基準を定めることができる。

3 都道府県知事（動物の所在地を管轄する都道府県知事をいふ。以下同じ）は、その動物の所有者又は占有者が動物の適正な飼養又は保管を怠っているため動物がその健康及び安全を保持し

得ず、又は人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあると認めるときは、その動物を保護し、又はその動物による被害を防止するため、その所有者又は占有者に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

危険動物等の届出

第五条 種族保存上特別の保護を要する動物及び人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあり、又はおそれがあるようになる動物で、それぞれ政令で定めるものの所有者は、総理府令の定めるところにより、その動物の種類、所在場所、生後の年月数、収容施設の構造その他必要な事項をその動物の所在地を管轄する市町村長（都の区の存する区域にあつては区長とする。以下同じ）を経て都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、国又は地方公共団体には適用しない。

犬及び猫の引取り

第六条 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引取らなければならぬ。この場合において、市町村長は、その犬又は猫を引取るべ

き場所を指定することができる。

2 前項の規定は、所有者のない犬又は猫の引取りをその拾得者その他求められた場合に準用する。

3 市町村長は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬又は猫の引取りを委託することができる。

4 市町村は、第一項の引取りに関し、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。

5 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し、関係行政機関の長と協議して必要な定めをすることができる。

6 国は、市町村に対し、予算の範囲内において、第一項又は第二項に規定する犬又は猫の引取りに要する費用の一部を補助することができる。

動物の生命を断つ場合の措置

第九条 動物の生命を断つ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

2 内閣総理大臣は、動物の生命を断つ場合に苦痛を与えないようにするための措置に関し、関係行政機関の長と協議して必要な定めをすることができる。

動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置

第七条 疫病にかかり若しくは負傷した犬猫等の動物又はこれらの動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しないときは市町村長に報告するよう努めなければならない。

2 市町村等は、前項の規定により通報を受けたときは、これらの動物又はその死体を引取らなければならない。

第十条 動物を試験研究の用、生物学的製剤の製造の用その他科学

3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を引取る場合に準用する。

上の利用に供する場合には、その目的に反しない限り、その動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後においてその利用の結果

救うことのできない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、その動物ができる限り苦痛を伴わないで死ぬように措置しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の方法及び前項の措置に關し、関係行政機関の長と協議してよるべき基準を定めることができる。

動物保護専門委員

第十一條 総理府に、動物保護専門委員七人以内を置く。

2 動物保護専門委員は、動物に関する専門の学識経験を有する者の中から内閣総理大臣が選任する。

3 動物保護専門委員は、動物の保護に関する専門的事項について、内閣総理大臣の諮問に答え、また必要があるときは、みずから内閣総理大臣に意見を申し述べる。

4 動物保護専門委員は、非常勤とする。

罰則

第十二条 次の各号に掲げる行為をした者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

一 正当な理由がなくて不必要的苦痛を伴う方法で保護動物

を殺す行為

二 正当な理由がなくて保護動物に著しい苦痛又は著しい損傷を与える行為

三 保護動物を遺棄する行為

四 保護動物を闘争させる行為

2 前項において「^(ア)保護動物とは、次の各号に定める動物をい

う。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、かいうさぎ、鶏又はあひる。

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に属するもの

第十三条 第五条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処す。

解釈規定

第十四条 科学上の利用の目的達成上必要な限度で行われる保護動物の処置又は利用については、第十二条第一項第一号又は第二号

の行為に該当するものと解してはならない。

2 食用、皮革用等としての動物の経済的利用、有害な動物の駆除その他の健全な生活の維持向上のため必要な限度とする保護動物のと殺その他の処置は、第十二条第一項第一号又は第二号の行為に該当するものと解してはならない。

3

保護動物の飼養をやめようとする場合において他に適当な飼養者を見出しができないとき、又は保護動物が回復する見込みのない著しい損傷を被り、その状態に置くことはいたずらに当該動物を苦しめる結果となる場合において、所有者、占有者又はこれらの者から動物の処置の委託を受けた者が当該動物に対して行なう次の各号に掲げる処置は、第十二条第一項第一号の行為に該当するものと解してはならない。

- 一 獣医師の指示に従つてすると殺その他の処置
- 二 前号の指示を受けることが困難な事情のある場合において、処置を行う者がとることができる方法のうち当該動物をなるべく苦しめない方法によつてすると殺その他の処置

(以下附則は略す)

出典：「動物保護及び管理法案・動物保護法案対照表」発行者、発行年未記載。

桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号 D-1-308

日本動物愛護協会機関誌『どうぶつの友』五十一号（一九七〇年）の付属資料と推定。

B5判縦書き。

資料四 動物保護法案（一九七〇）

動物保護法案

四五・五・一 自由民主党政調内閣部会案

目的

第一条 この法律は、動物の保護に関する基本的事項を定めることにより、国民の間に動物を愛護する気風を招來し、生命尊重、友愛及び平和の情操を助長するのに資することを目的とする。

基本原則

第二条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなくその習性を尊重して適正に取り扱うようにななければならない。

国及び地方公共団体の責務

動物愛護週間

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護について国民の関心を高めるように努めなければならない。

国及び地方公共団体の施策

第六条 国民の間にひろく動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、毎年九月二十日から同月二十六日までとする。

第四条 国は、動物にみだりに苦痛を与えることの防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるように努めなければならない。

- 一 動物の適正な飼養及び保管に関すること。
- 二 犬及びねこの繁殖制限に関すること。
- 三 犬及びねこ引取りに関すること。
- 四 その他動物の保護に関すること。

適正な飼養及び保管

第七条 動物の所有者及び占有者は、その動物を適正に飼養又は保管して、その動物の健康及び安全を保持するよう努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の飼養及び保管に関し、関係行政機関の長と協議してるべき基準を定めることができる。

国の指導及び援助

犬及びねこの繁殖制限

第五条 国は、地方公共団体が前条第二項の施策を講ずるに当たつては、必要な指導及び援助を行うよう努めなければならない。

第八条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖して

これに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようない。

おそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

いで死ぬように措置しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の方法及び前項の措置に關し関係

行政機關の長と協議してよるべき基準を定めることができる。

動物保護委員

動物の生命を断つ場合の措置

第十一条 総理府に、動物保護委員七人以内を置く。

第九条 動物の生命を断つ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

2 内閣総理大臣は、動物の生命を断つ場合に苦痛を与えない

ようによるための措置に關し、関係行政機關の長と協議して必要な定めをすることができる。

2 動物保護委員は、学識経験を有する者のうちから選ばなければならない。内閣総理大臣が選任する。ただし、その過半数は動物に関する専門の学識経験を有するもののうちから選ばなければならない。

3 動物保護委員は、動物の保護に関する重要事項について、内閣総理大臣の諮詢に答え、また、必要があると認めるとときは、みずから内閣総理大臣に意見を申し述べる。

4 動物保護委員は、非常勤とする。

(以下附則は略す)

第十条 動物を試験研究の用、生物学的製剤の製造の用その他科学の利用に供する場合には、その目的に反しない限り、その動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 動物が科学上の利用に供された後において、その利用の結果救うことのできない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、その動物ができる限り苦痛を伴わな

出典：「動物保護及び管理法案・動物保護法案対照表」発行者、発行年未記載。

桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号 d-1-308
日本動物愛護協会機関誌『どうぶつの友』五十一号（一九七〇年）の付属資料と推定。

B5判縦書き。

資料五 動物保護法案（一九六六）・動物保護及び管理法案（一九六六）・動物保護法案（一九七〇）・動物の保護及び管理に関する法律（一九七三）理念規定及び引取義務規定对照表

動物保護法案 一九六六年 全日本動物愛護団体協議会案	動物保護及び管理法案 一九六六年六月二〇日 全日本動物愛護団体協議会案	動物保護法案 一九七〇年五月十一日 自由民主党政調内閣部会案	動物の保護及び管理に関する法律 一九七三年十月一日公布 法律第五百五号(昭四八・一〇・一)
(目的) 第一条 この法律は、動物の適正な扱い、動物にみだりに苦痛を与えることの防止、動物の適正な取扱いその他の動物の保護に関する事項を定め、もつて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、国民の友愛と平和の情操を助長することを目的とする。	(目的) 第一条 この法律は、動物にみだりに苦痛を与えることの防止、動物の適正な取扱いその他の動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を助長するのに資することを目的とする。	(目的) 第一条 この法律は、動物の保護に関する基本的事項を定めることにより、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を助長することを目的とする。	(目的) 第一条 この法律は、動物の虐待の防止、保護に関する事項を定めて動物による生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。
(基本理念) 第二条 何人も、動物に対しては愛護の心をもつて臨むことを基本とするものとする。 2 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることがないようにするのみでなく、その風習に応じ適正に取り扱うようにしなければならない。	(基本理念) 第二条 何人も、動物に対しては愛護の心をもつて臨むことを基本とするものとする。 2 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることがないようにするのみでなく、その習性を尊重して適正に取り扱うようにしなければならない。	(基本原則) 第二条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることがないようにするのみでなく、その習性を尊重して適正に取り扱うようにしなければならない。	(基本原則) 第二条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることがないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うしなければならない。
(犬及び猫の引取り) 第五条 大又は猫の所有者は、その所有をやめようとする場合には、その動物を他人に譲渡する場合及び狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第三条に規定する狂犬病予防員に引取りを求める場合、その他の総理府で定める場合を除き、市町村長(特別区の存する区域においては区長。以下この条におい	(犬及び猫の引取り) 第六条 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、大又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引取らなければならない。この場合において、市町村長は、その犬又は猫を引取るべき場所を指定することができる。 2 前項の規定は、所有者のない犬又は猫の引取りをその取得者その他	(国及び地方公团体の施策) 第四条 国は、動物にみだりに苦痛を与えることの防止、動物の適正な取扱いその他の動物の保護に関し必要な施設を講ずるよう努めなければならない。	(犬及びねこの引取り) 第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、大又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所

2	同じ。) 又は次項の規定により委託を受けた者にその動物の引取りを求めるようにしなければならない。	3	市町村長は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に又は猫の引取りを委託することができる。	4	市町村は、第一項の引取りに関し、条例の定めるところにより、手数料を徴収することができる。	5	内閣総理大臣は、市町村長又は前項の規定により委託を受けた者が引取りを求められた場合の措置に関する必要な定めをすることができる。								
6	市町村に対し、予算の範囲において、第一項又は第二項に規定する犬又は猫の引取りに要する費用の一部を補助することができる。	7	内閣総理大臣は、地方公共団体が前条第二項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し、関係行政機関の長と協議して必要な定めをすることができる。	8	(国の指導及び援助) 第五条 国は、地方公共団体が前条第二項の施策を講ずるに当たっては、必要な指導及び援助を行うよう努めなければならない。	9	から求められた場合に準用する。 二 大及びねこの繁殖制限に関すること。 三 大及びねこ引取りに関すること。 四 その他動物の保護に関すること。								
2	前項の規定は、都道府県等が所有者の判断しない大又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。	3	都道府県知事は、市町村長(第一項の政令で定める市長を除き、特別区の区長を含む。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。以下第六項及び第七項において同じ。)の規定による大又はねこの引取りに關し、必要な協力を求めることができる。	4	都道府県等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に大及びねこの引取りを委託することができる。	5	都道府県等は、第一項の引取りに關し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。	6	内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関する必要な事項を定めることができる。						
7	国は、都道府県等に対し、予算の範囲において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに關し、費用の一部を補助することができる。	8	出典：総理府「動物の保護及び管理に関する法律・御署名原本・昭和四十八年・第四卷・法律第一〇五号」総理府、一九七三年、三一三三頁。国立公文書館デジタルアーカイブより二〇一四年十一月十二日取得。	9	出典：総理府「動物の保護及び管理に関する法律・御署名原本・昭和四十八年・第四卷・法律第一〇五号」総理府、一九七三年、三一三三頁。国立公文書館デジタルアーカイブより二〇一四年十一月十二日取得。	10	を指定することができる。								
2	出典：「動物保護法案」発行者、発行年未記載。上野動物園資料室所蔵。	3	備考：資料室では日本動物愛護協会や日本動物福祉協会関連資料として保存されている。引用の際、インデント、行間を調整し、見出しへは（ ）を付した。	4	出典：「動物保護及び管理法案・動物保護法案対照表」発行者、発行年未記載。桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号 d-1-308	5	備考：日本動物愛護協会機関誌『どうぶつと友』五十一号（一九七〇年）の付属資料と推定される。引用の際、インデント、行間を調整し、見出しへは（ ）を付した。	6	出典：「動物保護及び管理法案・動物保護法案対照表」発行者、発行年未記載。桜美林大学鶴田文庫所蔵、整理番号 d-1-308	7	備考：日本動物愛護協会機関誌『どうぶつと友』五十一号（一九七〇年）の付属資料と推定される。引用の際、インデント、行間を調整し、見出しへは（ ）を付した。	8	出典：総理府「動物の保護及び管理に関する法律・御署名原本・昭和四十八年・第四卷・法律第一〇五号」総理府、一九七三年、三一三三頁。国立公文書館デジタルアーカイブより二〇一四年十一月十二日取得。	9	備考：引用の際、インデント、行間を調整し、見出しへは（ ）を付した。